

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年三月三十日奈良県指令中土第四八―八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十一日中土第六八―四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年七月二十一日中土第六九―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字阿部六五八番六及び六五八番七の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字阿部六五八番六及び六五八番七の各一部

下水道 桜井市大字阿部六五八番六及び六五八番七の各一部